

令和8年9月

横浜市重度障害者(児)日常生活用具給付等事業

継続品目をご利用の皆様へ

【ストーマ用装具／紙おむつ／気管孔用プロテクター／人工喉頭(埋込型用人工鼻)／収尿器】

横浜市健康福祉局障害自立支援課長

令和8年 10 月給付分から

継続品目の給付券の発行枚数が変わります

日頃より横浜市の福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。令和8年 10 月給付分から、継続品目の給付券を、原則として3か月分ごとに分けて発行します。

1 給付券はこうに変わります

区分	発行方法
これまで	半年分を1枚で発行
変更後	原則として3か月分ごとに分け、半年分を2枚で発行

(例) 令和8年 10 月から令和9年3月までの給付決定を受けた場合

給付決定期間	給付券
令和8年 10 月～令和9年3月分	給付券① 令和8年 10 月～12 月分
	給付券② 令和9年1月～3月分

※ 給付決定の開始月によっては、1枚目が3か月分に満たない場合があります。

例: 令和8年 12 月開始の場合、給付券①は 12 月分、給付券②は令和9年1月～3月分です。

【変わらないこと】

- 今回の変更に伴う追加の申請手続きはありません。通常の申請・更新手続きはこれまでどおりです。
- 給付決定の期間や金額、利用者負担額の考え方は変わりません。
- 用具の受取りや、給付券への受領日・氏名の記入も、これまでどおり必要です。

2 用具を受け取る時のお願い

給付券ごとに受領の確認が必要です

用具を受け取った後、事業者から案内がありましたら、納品を受けた期間に対応する給付券の受領欄に、受領日と氏名を記入してください。給付券が2枚発行された場合は、それぞれの給付券に記入が必要です。

(参考)給付券の受領欄に記入する方

対象者(決定時の年齢)	受領欄に記入する氏名
障害者(18歳以上)の場合	原則として、本人の氏名
障害児(18歳未満)の場合	保護者の氏名と続柄

※記入方法について分からない場合は、用具を購入している事業者または「4」の問い合わせ先へご相談ください。

3 ご注意ください

- 給付券①と給付券②では、対象となる期間が異なります。給付券に記載された期間をご確認ください。
- 「10月から翌年3月まで」(上半期)の給付決定分と「翌年4月から翌年9月まで」(下半期)の給付決定分をまたいで使用することはできません。
- 給付券を紛失した場合や、記載内容に誤りがある場合は、お住まいの区の区役所へご相談ください。

4 お問い合わせ

問い合わせ内容	問い合わせ先
今回のお知らせ・制度全般について	横浜市健康福祉局障害自立支援課 日常生活用具担当 TEL 045-671-3891 FAX 045-671-3566
申請、ご相談、書類の確認	お住まいの区の区役所の 高齢・障害支援課 または こども家庭支援課